

選挙制度が変わりました。

成年被後見人の方も投票できるようになりました。

7月21日執行の参議院議員通常選挙から投票できます

- ◆成年被後見人の方が投票を行うに当たって、新たな申請等は不要です。
- ◆選挙管理委員会から投票所入場券をお送りしますので、ご確認ください。



【制度改正の概要】

- 平成25年5月、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公布されました。
- 平成25年7月以降に公示・告示される選挙から、成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。
- あわせて、選挙の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の見直しや病院等の不在者投票における外部立会人の努力義務化が行われました。

『総務省のホームページはこちら↓』

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/touhyou/seinen/

問 選挙管理委員会事務局(米原庁舎総務課内)

☎ 52-1552 FAX 52-4447

～扇風機についてのお知らせとお願い～

長年ご使用の扇風機では、モーター、コード、コンデンサー等の電気部品の経年劣化による発煙・発火のおそれがあります。次のような症状がある場合は、すぐに使用を停止してください。



※扇風機の点検不備や誤った使用方法による発煙・発火事故が発生しています。日頃から製品の点検とその周辺のチェックを行いましょう。

米原警察署情報

◆あの手の「振り込め詐欺」の手口に注意！

市内で「滋賀県警の者です。あなた名義の通帳が作られたので口座凍結をするため、口座番号を教えてください」と警察官を装う不審な電話や、「ロト6の情報を教えるので情報料としてお金を振り込んでください」など、あの手の手の不審電話がかかっています。身に覚えのない電話がかかってきたときは、はつきり「断り」を断るか、米原警察署へ通報してください。

◆伊吹山ドライブウェイからの登山に注意！

伊吹山登山は、本格的なスタイルで登山をされる一方で、山頂駐車場からサンダル履きで日傘を持った軽装など、全く登山にそぐわない格好で山頂をめざす方がおられます。登山道は小石が多いため、足が滑り転倒する事故が、相次いで発生しています。サンダル履きは大変危険ですので、登山靴等を履き、装備を万全にして登山をしてください。

問 米原警察署 ☎ 52-0110

★夏の交通安全運動(7月15日～7月24日)

滋賀県下全域で「夏の交通安全県民運動」を実施します。運動の基本は、子どもと高齢者の交通事故防止です。

運動の重点事項

- ① 歩行者と自転車の安全確保の推進
- ② 高齢運転者に対する交通事故防止対策の推進
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶・過労運転等の防止

※子どもが被害に遭う事故が増加しています。野外で遊ぶ機会が多くなる夏休み期間中は、急な道路への飛び出しなどに注意してください。



※6月29日西山の県道で高齢者ドライバーの交通死亡事故が発生しました。
交差点では、しっかりと安全確認をしましょう。



に重がい車
しまりが上
ましやす。と
しょう。カ
よう。ギ
う。車
う。内
う。に
う。貴

*** 米原市内の犯罪発生状況** (平成25年6月30日現在) ※カッコ内は前年比
総数 214件 (+82件)、侵入盗罪 21件 (+10件)、乗物盗 36件 (+3件)
非侵入盗罪 103件 (+43件)、その他の刑法犯 54件 (+26件)

*** 米原市内の交通事故**

件数 82件 (-3件)、死者 1人 (±0人)、傷者111人 (-11人)